

Title	宗家史料による復號一件
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.1 (1926. 3) ,p.37- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宗家史料による復號一件

一昨年は白石新井君美先生の二百年に相當したので、東大・京大・慶大等に於ては其の記念講演を開き、東大史料編纂掛にては白石關係史料の展覽會を催し、又史學地理學同致會にては昨年五月、白石號(歴史と地理)を發行せられるなどして、白石の研究・事歴等を世に紹介せられたが、地下の白石は大いに満足し且深謝した事と思ふ。筆者は其の機會に會て舊藩主なる宗伯爵家の史料調査の節、一長概の中より發見したる正徳信使改禮に關する將軍の『教諭』原本の紹介と宗家記録を一讀の節記述し置いた『復號一件の始末』とを發表する積であつたが、多忙の爲め遂に期を失して終つた。其後漸く小暇を得たので、前者の方は京大の『史林』十月號に『正徳信使改禮の教諭原本に就いて』と題して發表したから、本紙に後者『復號一件の始末』をば少しく補訂して掲載する事とした。若しも諸賢の御一讀の榮を得るならば、筆者は望外の幸として感謝する處である。(大正十五年三月三日補訂の日記す。)

徳川幕府時代を通じて前後十數回の朝鮮信使來聘は、將軍裝職の儀式の一と看做された程の一大行事であつて、其の儀禮は勅使に十倍し、幕府竝に往還沿道大名小名等の接待負擔は實に法外なもので、例ば備後鞆津に於ける入目は約三萬兩、信使嚮導の任に當たる對馬の宗家に於ては五萬兩より八萬兩に達したと記されてある程で、一回の來聘により國帑の浪費の多大の額に達した事はこれ等によつても容易に

想像せられるのである。如上により兼て其の更革の必要を何人も認めては居つたが、よくこれを建議し且遂行した者は無つたのである。然るに六代將軍家宣の世に於て、一時なりともこの聘禮に一大更革を斷行し得たのである。是れ即ち當時將軍に重用せられた白石新井君美の建議に基いたものである。白石は幕政に參與するや、直ちに、來るべき(正徳元年)信使の聘禮に一大更革を加ふる必要を感じ、寶永六年六月廿三日に朝鮮聘禮議を、翌七年正月廿二日に朝鮮聘事後議を、二月一日に應接事議を家宣に呈して其の更革を建議した處、家宣はこれを贊同して、白石自ら應接使となり、内外の萬難を排して力説、遂にこれを斷行したのであつた。其の更革の主なるものとしては彼我の國書に用ふる將軍の稱號なる大君を寛永十三年以前の例に據つて日本國王に(復號)、老中の信使客館訪問を高家の訪問に、上々官の國書捧呈を正使に、三家と同一の三使の拜位を其の下に、三家の饗宴相伴を接待大名に、能樂を舞樂に各々改め、三使の世嗣拜謁竝に禮曹と老中との書簡進物の贈答を各々廢止する等であつた。如上の更革は白石の皇室崇敬の精神と將軍の威力の發揚の誠意の結昌で、今日に至る迄多少の非難あるにせよ、白石としては一理の存した處である。

この白石の聘禮更革中最も重大にして、且其の是非に就いて今日に至るまで論ぜられるものは即ち復號である。この復號に關する白石の主意は後に記すが、白石は今回の更革に朝鮮の容易に應ぜざるをよく察知して、江戸に於ける進見・賜饗・辭見以下の改禮の如きは前以て彼に承諾を求め事無く、信使

の着府の上、是非とも納得せしめる考で、實際彼等の着府の上、不意打ちを以て無理に彼等をして服従せしめたのであつた。然し乍らこの復號は右のものとは大に異なり、彼よりの國書の書式改正である爲めに、是非とも信使出發以前に、彼に交渉して其の受諾を得る必要があるので、彼我の仲介者たる宗家（對馬の島主）に其の意を達した。因つて宗家よりは態々使者兩名を遣して交渉せしめたが、古例を尊重する國柄の事、容易に應諾する色なく、再三種々陳述して既に釜山浦迄來た國書を漸にして書き改めさせたのである。次にこれ等復號一件の始末を宗家記録に據つて記述して見たいと思ふ。

正徳元年二月十日に白石は信使來聘の期日が近づいたので、宗家の江戸屋敷留守居役杉村三郎左衛門を自宅に招いて云ふに、

信使來聘の節、朝鮮國よりの書翰（國書）に、以前は『朝鮮國王李——奉書日本國王殿下』と記載してあつたが、寛永十三年以來國王の字を大君を改稱する事となつた。然しこの大君は甚だ不當の文字で、彼の書籍經國大典卷之一吏典宗親府の條に、『大君王子、君王子』と見え、又六經の内に大君は天子の稱ともあれば、其の文字は朝廷に對しても御遠慮す可きものと思はれる。因つて今度御吟味の上、後代迄の定式として御返翰には『日本國王源家宣』と書載する事と内定につき、彼の來翰には是非『日本國王殿下』と書き改め度い思召である。其の國王の二字は諸侯王の字義で天子の事とは相違し、將軍の稱號としては當然のものである。又寛永改稱の節、儒官林道春は右の大典の意義をも考へずこ

れを撰定し、又對馬守先祖(義成)も職分にも係はらず、それを吟味しなかつたのは甚だ手落である。然し既に幕府にて改定したものを、今再度改定するは御祖先(家光)の非を顯はす事ともなる故に、今度の復號は「對馬守の一存」と云ふ事で、内々彼國に通達して國王と改め來る様に盡力せうれ度い。其の代りこの事が成就の上は對馬守には子孫に傳はる程の恩賞に預る様に力を盡す、云云。

猶、白石は三郎左衛門に經國大典の拔粹と國書式案とを渡したのである。要するにこの白石の主張は、從來の稱號なる大君は字義に於ては天子を意味して潜越となり、朝鮮の事例に據れば國王の嫡孫を意味して卑屈で、將軍の稱號としては甚だ不當なる故に、寛永十三年以前の例に復すといふのである。翌十一日白石は三郎左衛門に書狀を送つて、昨日面談の次第を國元に通達したか否やを問ひ、且つ家老平田直左衛門宛の書狀の傳達を依頼した。右の直左衛門宛の書狀の追啓は白石の復號に關する主張を記述したものであるから、參考まで左に註として附記して置く。

追啓

寛永十三年以來彼國書ニハ、日本國大君を以て稱し候、これハ當時こなたより仰られ候事有之由にて候が、經傳諸儒の説により候得バ、大君とハ天子の號やと見へ候、しかれば我國にては朝家に對し候て其憚すくならず、又經國大典等に見へ候所ハ、大君ハ彼國臣子の號にて候、しからバ又彼國臣下號を以て我に加へしめ候事、尤以我國の恥辱、東海の波を盡し候てもこれを雪ぐにたらず候、雖然京都の將軍家以來、當家の初より寛永元年迄の書式のごとく、日本國王と記し候得と仰つかわされ候ハんと、

もしく彼國より申す旨も候ハ、必らず兩國の和をうしない、百萬の生靈其害に罹り候事も出来候はん歟、しかれば彼より稱候所ハいかにも有之候へ、こなたよりの御答書ニは自今以後日本國王と記せらるべきかのやうに相聞へ候、此事未被仰出候も、下り候ハぬうちの事を漏し候事、其憚すくなからず候へども、大切の御事にて御心得にもなり申すべき事とひそかに申入候、三郎左殿へも申談候、もしく其國の御働にて、事故なく當家の初例のごとく、あなたよりも日本國王を以て記し來り候ハんニハ、たゞに當代え之御忠勤のみならず日本の國辱を雪められ候御事にて、其功尤莫大にこれあるべく候御事とハ存候、此條も三郎左衛門殿より委細可被仰入候歟、以上

因つて三郎左衛門は右の詳細を書き付けて、十三日丑刻、鴨居長兵衛に持せ、道中六日船中十日の飛脚（早追）を以て國元府中原迄通達したのである。飛脚の者は途中、十五日夜江尻驛に於て、幕府に信使來聘の入費拜借願ひ出の爲め、江戸參向中の家老平田直右衛門に出會つたので、白石よりの書狀を手渡し、且つ三郎左衛門よりの傳言をも達した。直右衛門は國元年寄へ『新井勘解由殿より御内意之趣書狀致披見候、決而罷成間敷事共に不被存候、隨分可被御心盡候、云々』との書狀をこの飛脚の者に托し大阪迄四日十時の積に押込めて至急國元へ赴く様に命じた。飛脚の者は三月五日に府中に到着して早速江戸よりの書狀を差出し、且三郎左衛門よりの傳言等を披露したのである。左に三郎左衛門の書狀を參考迄に註として附記して置く。

一筆致啓上候、去九日新井勘ケ由殿より以手紙被仰聞候は、先月廿一日京都發足去三日致歸府候、然は公用ニ付早々以面上申合度儀有之候間、還御已後歟明日晝前之内罷出候様ニと申來候得共、本願寺就御用罷出候故其段御理申遣、去十日之朝勘ケ由殿罷出候處、被仰聞候ハ、信使來聘之節朝鮮國王より之書翰ニ已前ハ朝鮮國王李——奉書日本國王殿下と書載仕來候處、寛永十三

年信使來聘之時より王之字書載不仕大君と致書載候、尤此段ハ大猷院様御代御吟味之上ニ而被改之、公方様之御稱號大君と書載仕候様ニ被仰付候へ共、此譯當公方様御心ニ甚叶不申御事也、大君之二字は朝鮮書籍經國大典卷之一吏典宗親府之下ニモ大君子王子と有之候得は、大君之二字公方様御稱號に用候段不申事ニ御座候、尤六經之内大君の天子稱と申事茂有之候得共、天子君と有之候得は、大君之二字公方様御稱號に用候段不申事ニ御座候、尤六經之内大君の天子稱と申事茂有之候得共、天子嫡子之稱ニ而候得ハ彌公方様御稱號御用被成候段京都之御憚茂御座候故、御遠慮被成等ニ御座候、依之此度御吟味之上後代迄之御定式ニ被遊思召ニ付、今度之御返簡ニハ日本國王源家宣ト御書載被遊被遣管ニ御内々ハ御決定被成候、就夫信使持渡候來翰ニ日本國王殿下ト書載仕候様ニと被仰遣度思召候得共、大猷院様御代ニ王之字を改大君と認被申候様ニと被仰遣、此節不宣候間已前のことく國王と被改候得と吃と上より被仰遣候而は、御祖父様御非を被顯候心ニ被成、甚此段茂不御快被思召候、されバとて御心付被成日本國之外聞ニ茂及候程之御事を被止置候段、第一無御本意御事ニ御座候付、上ニ茂殊外御苦勞ニ被遊候、此義被仰掛ニ相極り及御吟味候而ハ、文字事之儀上ニハ委ク御存知不被遊、下より遂詮議申上候通ニ被遊事ニ候へは、其時之儒官道春、大經之内之義斗を相考被申、經國大典杯を不被見當と相聞へ、殊ニハ天子之稱を公方様御稱號ニ被用候段、天子之稱にニ決定仕候得は、猶以不吟味之筋ニ被成候故、道春子孫之爲ニ茂不宣候、其上假令從公儀被仰出候共、對馬守様御先祖ニは御職分之故、御爲ニ不被成義ハ御存知寄を茂可被仰上儀ニ候處、左茂無之段御心付無之筋に相聞へ不宣候、然共右之通公儀之御祖父様ハ不及申、末々故障之儀も多候故、此度御吟味之筋に不及候との思召ニ付、上より決而不被仰掛、對馬守様より内々ニ而被仰掛、日本國王殿下と被書載持來候得は、何之障茂無之相調り、上之御心ニ茂甚以相叶、分而對馬守様御大切に罷成事に候、國王之二字ハ諸侯王之字義ニ而候故、天子之御事トハ遠候に付、公方様御稱號御當然之御事と被思召上候、然共寛永十三年已來中絶之事ニ候故、假令上より被仰掛候共、若彼國及異儀候時ハ、其儘に茂難被差遣候付、事六ヶ敷被成如何ニ候間、少茂公命之譯ハ不相聞様ニ對馬守様以御了簡被仰掛及、御家老中に茂被盡御心、何とぞ御内々に而首尾調候様に被成度御事ニ候、公命と申儀相響候而ハ相障り候儀有之候、日本國王と書載被仕候事至極上之御懇望之御儀ニ候故、此旨相叶候へバ、別而此節一篠之御勤功ニ罷成事ニ候間、御心之及被盡御思慮、是非相調候様ニ對州へ可被仰越候、左候得は當公方様御外聞と申斗ニ而無之、永々日本國中之義ハに拘たる事ニ候故、御大切之御働難勝斗御事ニ候、左候ハ、拙者隨身申上御勤勞之筋相立候様ニ可仕候、尤直右衛門殿へ茂以書中申越候

得共、此委細之譯書面ニハ難申進候、自然落散候而ハ大切之儀に候故、御自分へ以面上委ク申入事ニ候間、此旨微細ニ被仰越、何之道ニ茂日本國王殿下之儀來翰ニ認持渡候様ニ可申遣之旨被仰聞候付、私返答ニ申入候は、段々委細御内意之趣被仰聞乍恐御尤之御事と奉存候、別國元へ具可申遣候、乍然中絶之儀ニ御座候故、朝鮮國より如何可申候哉無心元儀ニ奉存候得共、此節之儀ニ御座候付、對馬守は不及申、至家老共茂隨分盡心力を、何とぞ相調候様ニ可入精候、兎角國元へ申遣追而否之儀は可申上候由返答仕候、右之通相調がたく可有之様ニ、重ク申入置候ハ、首尾相調候時ハ御大切に罷成候譯ニ御座候付、右之ごとく御挨拶仕置候

○中略

一昨十一日勘解由殿より直右衛門殿之書狀一通私方迄爲持被遣被仰聞候は、對州江之一封早ク遣候様に、書中之趣私ニ茂得と披見仕可然存候付、態と封を殘し、包斗ニ而遣候間、得と一覽之後遣し候様ニとの御事ニ付、得と致披見上封仕、今度長兵衛ニ渡差越候、此紙面之中對御國別而大切ニ奉存候ハ、信使之義日本國中之御費難勝斗事ニ候故、被謝絶候様ニ茂可罷成哉との義、並交易相止候而茂長崎江之商船ニ而事濟可申など、世間議之段ニ而御座候様ニ奉存候、委細之趣ハ勘ク由殿御書中ニ有之候故申述ニ不及事ニ候、尤公方様ニハ謝絶之御心ハ不被成御座由ニ候得共、御老中様方を初日本國中之諸大名御費多事ニ候得ハ、御好被成候御方壹人茂無之、謝絶之儀を幸と被思召勢ニ候得ハ、告訴之節ニ至而は、上ニ茂不被得止衆議ニ御任も不被成候而ハ罷成間敷候、左候而は、至而大切成御事不可過之と奉存候、ケ様ニ何茂御沙汰御座候茂、實は日本朝鮮御隣交之儀、信使を通じ交誼を篤ク被成、兩國之益と罷成候、至而深ク至而重キ根元之儀を御存知無之故ニ候得ば、先頃より段々其御地江相伺置候通、御和交之興議より交易之譯を以、拾萬石已上之人數を被召置、外國防禦之武備と被成候段々之儀、彌以微細ニ被仰上候ハ、忽御得心被成、先ハ御老中様方を初、御覺書御覽之御方々ハ、無實之御疑を被晴、初而日本朝鮮御隣交之大切成所を御存知可被成候、尤此方之御役之重キ所をも可被思召當候、左茂無御座只今之分ニ被成被置候ハ、衆議之告訴大成容と可罷成儀と、至極大切之儀と奉存候、其御地之御相談御極被成、御拜借金之御使者之節、御覺書をも被差出事ニ候哉、勘解由殿より右之次第被仰聞候時節ニ罷成候得ば、此節ハ何之道ニ茂委曲不被仰上候而ハ、決而難成首尾と奉存候、若御拜借金之御使者之節も不被仰上答ニ其御地

御相談直極居候ハ、勘解由殿紙面を以幾重ニ茂御勘辨被成、急度被仰上候様ニ被成候ハ、宜有御座哉と奉存候、此譯別而大切ニ奉存、其外段々紙面斗ニ而ハ難盡所御座候ニ付、長兵衛ニ申合差下候間、御不審之儀ハ彼人ニ御尋被成、御當座之御時勢、又は私存分之趣共御聞届可被成候

○中略

一國王殿下之儀、上之思召之通ニ相調候義道理至極仕居候事と申、殊新規ニ而無之寛永十三年已前之國書迄ハ日本國王と致書載候事ニ候得ば、十三年已後中絶と申斗之儀ニ候、殊更彼方より嫌り候義有之御改被成たるニ而茂無之、此方より御改させ被成たる儀ニ候得ば、罷成間敷物とは不被思召候得共、彼國之風俗ニ而、若難請事茂可有之候哉、甚無御心元被思召上候由ニ御座候、依之御内々ニ而被仰掛首尾能相調り候而ハ、無比類程之御大切ニ可罷成勢之由勘解由殿被仰聞候間、此度之御返答ニ首尾可仕段千萬無心奉存候へ共、御望之御内意ニ候へば、幾重に茂申談候、何とぞ相調り候様ニ心力を盡し見可申杯と被仰越候而は如何可有御座候哉、此趣を以爰許之御勢ニ應じ、勘解由殿迄御返答申上候ハ、早速可達上聞候故、差當り御首尾茂宜方ニ可有御座哉と奉存候、此度之儀勘解由殿を以御内意被仰渡勢と相聞へ候ニ付、御答右之通被仰達度御事奉存候、此上ハ何分に茂宜様ニ御了簡被成可被仰下候

○中略

一勘解由殿江掛御目候節、御渡候日本國王殿下竝大君等之自筆之書付二枚、其後私方之來候手紙一通爲念長兵衛ニ渡シ差越候間、御披見可被成候、長兵衛義は此返答被仰合早々可被差還候、恐惶謹言

二月十三日(正徳元年)

杉村三郎左衛門

平田隼入殿

杉村采女殿

平田直右衛門殿

大浦忠左衛門殿

樋口佐左衛門殿

杉村頼母殿

さて右の書状を見、且飛脚の口演を聞いた國元年寄以下は、所謂寢耳に水の一大事件が突發したので早速大評議が催され、當時儒臣として仕へて居つた彼の雨森東五郎（芳洲）や、朝鮮通交大紀の編者松浦儀右衛門（霞沼）や、有名な經濟學者として後世知られる陶山庄右衛門等も其の評議に加はり、其の評議の結果は大要左の通である。

第一に老中の手を経ずしてかゝる重大なる問題を白石より内々申達するは順序を違へて居るものである。若しもこれに従ふ時は、後に老中より如何なる答を受けるかも知れない。又かゝる重大なる問題は對馬守より内々彼國に申傳ふべき筋のものでなく、從來かゝる事柄は何れも參判使（對馬守より禮曹參判に宛てたる書翰を持して行く使者）を態々差遣する例となつて居れば、今内々彼國に申達した位では決して應諾するものでない事は明白である。又白石の云ふが如く國王の字義は天子の事とは相違し、諸侯王の事であると解釋する事は出来ぬ。もし日本國武藏王とか或は日本國關東王とかでもするなら日本の諸侯の意義とも考へられるが、たゞ日本國王と記したものがどうして天子にあらずと解され様か。又大君は六經に天子の稱、經國大典に王子嫡の稱と云ふが、後世にては侯伯の格を大君と稱し又人の父の稱にも亦用ひられて居るのではないか。大君は將軍の稱としては適當なもので、經國大典の意義を以て大君の稱は莫大の辱恥の如く聞へると云ふが、彼にては決して將軍を其の王子の嫡と同様に見ては居らぬ。其の證據は國書の文面を見れば、何人も容易に解せられるては無い。寛永の節大君の稱を撰定せられた時、對馬守は職柄かゝる不當な稱號に心付かなかつたのは甚だ手落ちであると云ふが、若しも今次白石の云ふ通り復號して、後世に林家一派の人が代つた場合には、又對馬守は職務上かく僭稱の字義ある國王に復行する時に、何故、白石に注意を與へなかつたかと云はれる譯となるては無い。因つて對馬守は職務上この復號に對して其是非を論難すべきである。云々

右の決義は雨森芳洲等の意見で、早速この次第を返書に認め（十六日附）江戸留守居役の三郎左衛門に通達したのである。然し白石にはたゞ大君撰定の時には参判使を差遣して正式に彼に通達したのであるから、今度の復讐は内證にて通達する事は出来ぬとの意味を返答させる事に申含め、兎に角、國元にては白石一人を納得せしむれば總べて無事に解決するものとのみ考へて居つたのである。飛脚の者は三月廿日に府中を出立して江戸に向つたのである。（船中十日道中五日の早追・爾後の往復飛脚は皆なこの日數である。）

然る處三月晦日申下刻に、松浦壹岐守の使者平岡伊助が宿繼の老中奉書を持参して府中に到着した。その奉書に據ると、自今返翰は寛永十三年以前の例に復して『日本國王』の稱號を用ふると記されてあり、又暗々裡に彼の國書にも國王と記載し來る様に申含めて居るのである。

一筆令啓候、公方様益御機嫌能被成御座候間、可御心安候、將又朝鮮人來聘ニ付、別紙書付差越候間、可被得其意候、恐々謹言

三月十九日

井上河内守

正岑在判

大久保加賀守

忠増在判

秋元但馬守

喬知在判

土屋相模守

政直在判

宗對馬守殿

今度朝鮮信使應接之事相尋候付、被申越候趣委曲令承知候、朝鮮國之儀諸事先規を引候風俗ニ候故、若
は先規之通相願候事茂可有之哉、其段難量之由、存寄之趣被入念候事共ニ候、雖然慶長以來寛永元年ニ
至而、彼國之使於江戸・伏見・駿府等御禮申上候儀故其例又不同有之、就中寛永十二年之時は諸事被用
新例候、明曆之時御能興行之儀無之、天和之時日光參詣之儀無之、寛永之新例茂度々ニ相改候へ共、異
儀有之候事不相聞候、但日光參詣之事始而被仰出候節は、信使等申旨有之候處故、對馬守被盡精力候付
而、上意之通事濟候、殊更此度は本朝代々之舊儀、異朝並彼國之古例等斟酌之上議定有之御儀ニ候間、
聘禮次第諸事首尾好相濟候様、兼而可被得其意候、以上

三月十九日

追而申入候、御返翰之式、自今以後從此方は古來將軍家代々至寛永元年自彼國奉稱候式之通、日本國王
と可被遊思召候間、是又可被得其意候、以上

先きに老中よりの命令でなければ應ずる事が出来ぬと云ひ張つて居つた矢先きに、右の奉書が来て對馬守に復號の決定を申達したので、愈々事が重大となつて來たのである。宗家では右奉書の請書と左の土屋相模守宛ての書狀並に覺書（四月朔日附）とを認め、（註參看）二日に宿繼を以て江戸表に發送した。

（猶國元にては四月五日に江戸留守居役へこの奉書の次第を別に飛脚を以て通達した。）

一筆致啓上候、然者信使來聘ニ付御馳走並御稱號之儀以御書付被仰下奉得其意候、就夫御手前様迄申上度奉存候趣、別紙書載仕掛御目候、及御沙汰候儀は御了簡次第ニ被成可被下候、此段爲可申上如此御座候、恐惶謹言

四月朔日

守 對 馬 守

土 屋 相 模 守 様

覺

一今度信使御馳走之儀先頃蒙御尋候節、朝鮮國之儀諸事先規を引候風俗ニ御座候段申上候處、以前茂折々先規相改り候へ共異儀有之候事不相聞候之由被仰下候、朝鮮國之儀日本とハ言葉茂通し不申、風俗衣服悉違申候而日本之禮義作法多は彼國ニ無之事而已ニ御座候故、新規之儀ニ御座候得バ、其國之恥辱ニ成候事ニ而は無之候哉と疑慮仕候所より、異難申候儀有之候、其段度ごに上江可申上様無御座力の及ひ内證ニ而納得爲仕候故、以前より異儀有之候段、上ニは御聞及不被遊管之御事と奉存候、古例違儀を盡し相働漸上意之通事濟候、此度被仰出候五所路宴之儀は日光參詣之儀は彼國之使者至極請兼申筋之儀ニ御座候故、曾祖義成精力御斟酌之上御議定被爲成御事ニ御座候得ハ、假令不審を立候共其譯微細ニ爲申聞候は、落着納得仕ニ而可有之と奉存候、乍然右之例を以諸事先規ニ違ひ候而茂、無何事御請申上候儀と被思召候而は、不圖及違却候茂出來可仕候哉、此段私勞役を厭申上候儀ニ而は曾而無御座候、以前太閤秀吉公之御代遠祖義智信使致同道候節、御返翰之内先規ニ違儀有之候付、其所を御書改不被下候而は彼國之使者一行之人數不殘一命を被召上候とても、右之御返簡受取候儀決而不罷成之旨申切候故、不被得已御返翰書改め

御渡被成候儀なども有之候、萬一左様之儀有之候而ハ、日本國之御外聞と申、首尾如何敷有之候付、諸事古例通被遊度御儀ニ奉
存候趣、兼而より申上候事御座候間、此段御聞通被置可被下候

一御返翰ニ向後は日本國王と可被遊思召候之旨承知仕候、私儀よろしき本朝之書籍等茂所持不仕候故、舊例一々ニは不詳候へ共、
大襲之舊記ニ而相考見申候所ニ、將軍家對朝鮮え御通路被成候御書翰、何茂日本國王とハ御書載不被成候様ニ相見へ候、御當代
ニ成、權現様御書翰ニ茂將軍家之格ニ御認遊候由承傳、台徳院様ニ茂將軍家之格ニ御認被遊候、大猷院様御代ニ至候而は、彼國
より日本國王と被奉稱候段茂、向後ハ書改候様ニ可仕之旨、寛永十二年曾祖義成え被仰付候、此度日本國王と可被遊と之御事得
其意奉存候へ共、將軍家竝權現様以來御代々被遊來候通御書載被成候茂、重疊目出度御嘉例ニ而可有御座哉と乍恐奉存候、朝鮮
向之儀私に被仰付置候當職之儀ニ御座候故、存寄之趣不顧憚御手前様迄申上候、以上

四月朔日

宗 對 馬 守

一方江戸の杉村三郎左衛門は四月四日島居長兵衛の歸着によつて、國元よりの返書（三月十六日附）
を受取つた處、白石の説を一々駁撃して居るので、大いに驚き、早速同四月六日の晩、再度問合せの爲
め國元に飛脚の者を差遣したのである。（白石へはこの國元よりの返事は秘して通達しなかつた。）然る
處前記對馬守の請書等が江戸に到達したので、同月十七日白石は三郎左衛門へ書狀を送り、前記老中奉
書に對する對馬守の覺書は甚だ心得られぬ處が多いから、明日自宅に來て貰ひ度いと申し出て、其覺書
の寫並に自分の意見を記した別紙を添へた。この別紙は註として左に附して置く。

一彼國臣子の號改ると改らざるとは、日本國萬世の大義たゞ此一事ニかゝり候御事歟、此御書中ニ相見へ候通ニ、對州之御事ハ朝
鮮之事御當職に而、殊更國主代々御隣好の事ニ候得ば、なに事も御案内の事と申す内、とりわけ官制の事などくと御案内たる
べく候御事ハ不及申入候、寛永十三年之時の事、たとひ公儀には御不案内ニ而大君之號を被仰出候とても、御當職の御上は其時

宗家史料による復號一件（武田）

（四九）

四九

之國主より、是は彼國にてハ臣子の號に候由御存知之通を被仰上候ハ、いかてか今日に至て七十餘年がほどの此累をばといめらるべく候歟、其後又代々國主の御中何とてか此義を以て被仰上候事は無之候ひし歟、たとひ思召す所も候てそなたより被仰上候事ハ秘成がたく候共、今度仰出しニ、此方より之御返翰は、自今以後日本國王と可遊候間、かれて其御心得可有之由有之候上は、本朝のためよろしき事出來候御事と、幸甚に可被思召御事と某式も奉存候き、もし大君とは彼國臣子の號と申事思召かけの事萬々二一つも無之候とも、今度事新らしくこなたよりハ日本國王と稱せらるべく候と被仰出候上ハ、あなたよりはいかじとの思召ニ候歟との、國主御賢慮はなくて御かなひ被成まじく候、其上某此所を存じ候て、各様に毎々御内意を申いれ候上は、いかなれば各様より被仰上ざる事もあるまじく候、しかるに國主の思召より深き事も有之候と相見へ、只今迄の通の御返翰之式にめてたく思召候由被仰上候事ハなにとやらん、寛永十三年已來之ことく彼國臣子之號をそのまゝに御うけ候て、めだたく被思召候様ニ茂疑はしく奉存候、此御書中ニ朝鮮の國風ハ某國の恥辱ニなり候事ハ、かうへをははれられ候共、うけかひ不申候由被仰上候、日本にて彼國臣子の號を御うけ候事は我國の御ためになにとか可有之候歟、此御書中に日本國の御外聞の御ためをも、被仰上候、彼國臣子の號を御うけ候事、いかゞ我國乃御ため御外聞よく可有之事ニ候歟、某不肯ニハ候へ共、異國臣子の號を以て上の御事をけがし奉り候て見候ハんとは、ゆめ／＼存じかけず候、但し此事ハ男子之志にて、朝鮮にばかり此風俗可有之事共不被存候、これらの事國主よりの御書中之趣候、某式料簡を加へ申候事尤以憚ならず候へども、他の御國とちがひ彼國の事御不案内ニ無之事にて、毎々某御内意をも得候上ニ、如此被仰上候御事さだめて／＼深キ思召茂可被成御座設、其段何とぞ承届候て某式の疑慮をはらし度奉存候故、貴様迄そと心底をはらひ申上候、申過候事共返々可預御免候

そこで翌十八日晚、三郎左衛門は病氣の爲め、代理として組頭瀧六郎左衛門が白石の宅に赴いた處、白石は云ふに、對馬守よりの覺書は上に對して議論する様で穩でないから國元へ注意する様にとの事である。因つて六郎左衛門は過日國元より返答が到達したが不審の處が多い爲め再度照會中である事を告げ、又既に老中の奉書を以て仰せ出された上は、對馬守より朝鮮へ書面にて達して差支無いかと尋ねた

處、白石は差支ないとの許を與へたのである。そこで三郎左衛門は早速に飛脚を以て白石と六郎左衛門との面晤の次第を歸國の途次京都滞在中の家老平田直右衛門へ申遣し、(廿二日晚達す)直右衛門よりは早速己の意見を飛脚にて國元へ申し送つたのである。又更に五月朔日に江戸の三郎左衛門よりは國元へ飛脚を差立てし、奉書を以て仰せ出された上は事の成否はさて置き一日も早く彼國に通達する様にと申し送り、猶江戸の模様を委曲をも通知したのである。是れより先き國元にては四月六日附江戸よりの書狀が廿六日に到達したので左の註の如き返狀を江戸へ發送した。然しこれも亦江戸表にては白石に見せずして其儘となつて終つた。

一此度朝鮮國之來翰ニ、奉書日本國王と書載有之候様ニ對州より内證を以申達可然候、公命と申儀相響候而は相障候儀有之候、尤中絶之事ニ候故、上より被仰掛候而彼國若茂及異儀候時は其儘ニ茂難被差置候付、何とぞ御心を被盡御内々ニ而首尾直調候様ニ可仕旨、勘解由様委細ニ御内意被仰聞候段一々承知仕候、御稱號之儀は各別譯茂違ひ至而重キ事御座候故、大猷院様御代大君と御稱號を御改被成候而、其旨彼國へ被仰達、向後來翰ニは奉書日本大君殿下と奉稱可然と之儀公命を以被仰渡たる事ニ候、此度又々國王と被奉稱可然と之儀茂、先規之通公命を以不申達候而は不叶筈之事御座候故、對州より内證を以被仰達候儀ハ殊外難被成事候、大切成御稱號之儀内證ニ而被仰掛時とても對州一分之了簡かとハ被存間敷候得共、萬一自分之了簡ニ而茂候哉、公命を請被仰達候儀ニ候哉など、念入被相尋候節、公命ニ御座候と被仰達候而は上之思召ハ違ひ、對州之了簡ニ候と被仰達候而は朝鮮之風俗國王之御身ニ預り候儀は、少之事ニ而茂重く取扱候風俗ニ御座候而、日本之儀を被察候所茂同前ニ候得は、殊外不審ニ存必定合點被仕間敷候、其故は大切千萬成御稱號之儀以前は兎も角も候得、近來之勢ニ而ハ別而御使者を以可被仰達候處ニ、對州之物ずき同前ニ、是ニ被改可然など、竊ニ被仰達候ては、朝鮮國之存入日本之國體不嚴重上之御儀を御心まかせニ御取行被成候様ニ茂相見へ、旁以彼國之風俗ニ而ハ不審ニ被存、落着不首尾成行候事茂可有之哉と至而難被成思召候、殊ニ大猷院様御代御稱

號改り候時は、公命を以被仰渡候へ共、色々と不審被申聞漸く爲相濟事ニ候へバ、此度ハ猶以容易ニ相濟可申様無之候、乍然、勘解由様被仰聞候趣を得と御了簡被成候處、此儀公方様十分御懇望之御儀ニ而、殊ニ此義相調り候得ば一廉之御奉公と被思召事ニ候由、段々御心入之趣委細ニ被仰聞候故、御働を以何とぞ相調り候様ニ被成度思召候、乍去前ニ茂段々申述候通、此義ハ至而重キ事に御座候故、御内證にて被仰遣候ば、決而難相調節之事ニ御座候故、卒忽ニ被仰越而は事調り不申うへ、異國之思入惡敷可罷成哉と被思召候付、先彼國之事情を承合、其上ニ而何分ニ茂宜被成方茂可有之哉と之御事に付、敏館守裁判方入申遣候ば日比心安申通候譯官を召寄竊ニ申談じ彼地之事情相伺可申候、若茂内證より殿様御心入被成被仰遣候而茂、可相濟様子ニ候ハ、早々可申越候、勿論御内意之事ニ候間、押出し申談候儀は堅無用ニ可致候と委細申越候所、元來内證ニ而ハ難相濟答之事ニ候故歟、彼地之時勢未難相知之由申來氣之毒存候、何とぞ首尾相調候段申越度存候而、其元之返答差控罷在候處、段々及延引候義、勘解由様思召何分ニ可有之哉と其程無心元存候付、此段先以飛船申遣候否之儀相知候ハ、早々可申越候、隨分とも油斷無之候間此旨勘解申様に宜可被申上候

一 三月十八日之御奉書ニ、此度之御返翰にハ日本國王と御書載可被成と被思召候之趣被仰出候付、將軍家並權現様以來被成被來候通ニ御書載被成候茂、御嘉例ニ而可有之哉と乍恐被思召候と之儀被仰上候は、彼方より之書翰ニ日本國王と書載被致候義は古例茂有之候得共、此方より之御返翰ニ日本國王と御書載被成候譯、眞文之御書付を以被仰聞被下候様ニと被相望候事茂可有之候哉其節眞文之上ニ付キ彼國之使者申分茂可有之哉と思召候一筋有之候付、右之通被仰上候間、左様可被相心得候、其節御奉書之内ニ將軍家以來御當家始迄彼國より被奉稱候通、日本國王と可被遊思召候と御書載被成候、將軍家之時は、奉書日本國殿下と書載被致、王之字無之様相見え申候、此段勘解由様に御尋被申、重而可被申越候

一 勘解由様御事、此方儀御懇志ニ思召被下、諸事間違茂無之様ニ、無御腹藏被仰聞被下候段委細被申越、殊直右衛門にも御心入之御挨拶共ニ御座候由微細ニ申來、拙子共ニ至迄別而、次第奉存候、宜御禮可被申上候、信使砌之義ハ別而御頼不被成候而不相叶事ニ候間、諸事宜御差圖被成被下候様ニ可被申上置候、恐々謹言

四月廿六日

杉村頼母

平田直右衛門殿

杉村三郎左衛門殿

大浦忠右工門

杉浦采女

右之追書之内(追書略)ニ、日本之諸侯王ニ而候由、眞文杯ニ御認被成御見せ被成候而ハ、朝鮮國王と日本之臣下と對禮ニ通交被致候道理ニ成、朝鮮之恥辱ニ而候故、請可被申事ニ而無之と書載有之候、此趣ニ鶴峯集之内ニ茂爲相見事ニ候、此段とても公方様御事日本之大臣ニ而御座候杯と押返し申候へ、必定違却ニ及可申事也、彼方ニ茂實ハ日本臣下ニ候と之事内證ニ而ハ被存居候事ニ候故、双方共ニ其沙汰無之様に可有之事也、若又國王となへ候而ハ、天子をなきものにいたしたる言葉ニ候故、誠以恐多いたましき事也

鶴峯集云、日本者我朝之與國也、主日者僞皇也、關白者僞皇之大臣也、惟其壇一國之威福、故我朝不知其然、謂之國王、而侍以敵禮、是降王者之尊下與隣國之臣爲等夷世、不亦辱手、又云、本朝爲倭奴之藩邦、而一國衣冠擧爲其陪臣、不亦痛手。

然るに國元於ては江戸よりの再三の書狀にて白石の決心の動す可らざるを知り、且書翰にて通達する事も許可せられ、其内家老直右衛門も歸國して白石反對論者を説服したので、不同意乍らも兎に角一應使者を彼國に差遣して復號を談ずる事となつたのである。そこで五月十二日に右使者として寺田一郎兵衛並に白石に挑戦した雨森東五郎の兩人が選拔せられた。(白石の説に大反對の雨森東五郎がこの使者に選ばれて渡海し、復號に盡力するとは實に不思議な事と思ふ。)右の兩人は以酩菴輪番書僧集長老の筆になる左の眞文の書簡(禮曹參議宛てたもの)を持し、五月十五日に上船して府中を出帆し、十九日朝鮮釜山浦の和館に到着した。(猶國元よりは同月廿三日に江戸へ右兩使の差遣に就いて通達して居る。)

日本國對馬州太守拾遺平義方、奉書

朝鮮國禮曹參議大人閣下

暑威漸酷、緬惟興居珍迪不勝仰溯、茲告東武頃有復號之舉、恭惟貴朝書式一用天啓肆年以前舊例、千萬幸甚、第此一款至爲重大、俄此申稟、國命將發之際、有若失慎重之道、曷勝惶恐之至哉、惟弊州在兩邦之間、偏欲彼此和睦長敦善隣之好、敢修尺牘謹此奉報、實所弗獲已也、伏祈從善啓聞、兼望貴聘速駕、千萬不勝懇請之至、餘在使者舌頭、統祈崇亮、肅此不備。

寶永八年辛卯五月 日

對馬州太守拾遺平義方

○東萊釜山兩令あての書簡は略す

さて朝鮮に赴いた使者兩人は館着の晩(十九日)和館内の參判使太廳に、彼國の役人兩譯(訓導、別差)を招いて、信使出迎の爲め當地に滞在の迎聘參判使平田隼人、和館の館守樋口内記、裁判島雄八左衛門等立合の上、使者渡海の趣を申傳へ、且つ前記對馬守より禮曹參議・東萊釜山兩令にあてた書翰を交附して其の傳達方を依頼したのである。(和館に關しては既に史學第壹卷第三號に「日鮮貿易史」上の三浦と和館に詳述し置いたかる參看せられ度い)然るに翌々廿一日に彼の兩譯は對馬守の書翰を持して和館を訪ね使者寺田一郎兵衛に云ふに、

「一昨日この書翰を受取つて早速東萊府に赴き同府使に使者の口上を申傳へて書翰を差出したる處、意

外にも府使は大いに怒つて、一應東萊府に内達もせずして書翰を受領するとは甚だ不都合な次第であるから、法に照らして嚴科に處すると云ひ、且國書も既に出來して信使一行も近日發京と定まつたのに、今更これを都に注進する事は斷じて出來ぬから、其の旨を使者に申達して早速この書翰を返却する様にとの命令であつたから、御氣毒乍ら惡からず受取つて貰ひ度い。云云」

そこで使者兩人は四つ時より七つ時迄で東萊府使が書翰を都に傳達せざるの不都合を論談し、漸くにして兩譯も納得し再度右書翰を持して歸つた。使者は即日國元へ東萊の書翰傳達の困難なる模様を通知し、且つ東萊より其の趣の書狀を受取つて歸國すべきものであるか否やに就いて照會した。(其後廿六日國元より信使渡海の期日が少しく延引しても差支はないからして使者の目的を達する様にとの返事があつた。)次いで廿三日に假訓導別差兩人が和館を訪ねて云ふに、

「極く内々で申傳へるが、一昨廿一日對馬守よりの書翰を再度東萊府使に持ち歸つた處、尙更立腹してどうしても受領しないので、其夜に内裨將に依頼して東萊府使に書翰を受取らぬ間は、使者は如何なる事があつても歸國せぬ様子であると傳達して貰つた處、東萊府使は少しく其の意を解して昨廿二日の月晦日迄には都より何にか返事のあることと思ふ。どうか其れ迄で辛棒して貰ひ度い。猶書翰は東萊府使には使者へ返濟した事として、内々持歸り本訓導鄭判事に預けて置いてある。然し乍ら都

よりの返事の様子によつては其の書翰は受取つて貰ひたい。云云」
そこで使者は兎に角都より東萊への返報を暫時待つ事となつた。

次に國元にては使者より右の通知を受けたので六月二日其の模様を江戸表へ通達した。又一方江戸にては六月十三日に使者渡海のお知らせ(五月廿三日附)を受取つたので、其翌日三郎左衛門は自身白石の宅を訪ねて其の次第を述べた處、白石は悦び其の交渉の爲め信使渡海の期日が幾分遅延しても差支無いとの許可を内々與へ、次いで十六日に白石は三郎左衛門へ正式に信使渡海延引許可の覺書を渡した。又朝鮮に於ては、六月上旬に迎聘參判使平田隼人は和館に別差李判事を招いて東萊府使へ催促の爲め左の註の如き傳言並に短簡の傳達を依頼した。

別差へ申合候口上之覺書

東武御復號之儀ニ付、先頃對州より兩使を以て書翰被差越候、其御返答未無御座候處、於此儀ハ幾重ニも申入事相調候様可得御意旨追々飛船を以申來候、兎角御了簡被成不被下候而ハ不叶儀と存候間、此上之御返答ニ依り幾重茂申入ニ而可有御座候、已に御復號有之候處、前號を以御書載被成候御書翰ハ唯今ニハ齟齬仕候故、江戸表ニ而御開誠被成候時、御快不被思召上答之儀ニ御座候、日本ニ茂國內人民之勞役を御厭不被成信使を御招被成、朝鮮ニ茂國內之御造作人民之勞役を御厭不被成、遙々信使被差渡候段御誠信之至寔重大成儀ニ御座候處、御書面之儀ニ付誠信を被重候御主意格別ニ齟齬仕候而は、氣毒千萬成儀ニ奉存候、彌宜相調候様被盡御心可被下候、勿論其元々茂御支儀有之間敷事共不存候へ共、ケ様之節双方之御望を被達御快御通路被成候段、御誠信之際肝要之儀と奉存候、畢竟朝鮮之被成方御了寧成儀と東武ニ而御感心候は、朝鮮を御深切ニ被思召候所茂相應シ、兩國永久之基ニ而可有之と被存候間、何とぞ事調候様被成可被下候、對州之儀は古より不相變當職ニ而御親みも深候は、朝鮮國元御爲不

宜儀は可被申入機無御座候、此譯へ不申入候共、御推察被成可被下候、東武之思召茂御稱號之儀へ此度第一肝要之事ニ候故、我々式迄晝夜安心不仕候、東萊ニ茂御當職之儀ニ候故被盡御心信使被指度候程之御誠信を被考、大槩之思召へ曲而御許容成、此節之大儀偏相調候様相頼存候、以上

奉候徳範已有日矣、即惟興居迪吉仰倭不已、茲告東武有復號之舉、頃弊州馳价特報事非尋常、日夕憂慮、因欲而陳鄙悃切矣、第拘於法禁弗能任意、此使別差李譯仰漬清聽、只願大人細賜聽登傳事玉成於交好之際千萬幸甚、委細在李譯舌頭、不腆左錄略表微忱、萬惟崇晉、不備

辛卯六月 日

迎 聘 使

次いで四日にはもう信使一行は釜山に到着した。其の翌五日別差李判事が和館通詞方を訪ねて竊かに告げるに、

「過日自分等が内々都表へ差し遣して置いた飛脚の者は今日歸着したが、其れによると都に於ては、東萊府使の傳達に依つて評議が催された處、左議政は國書復號には大反對を唱へたが、領議政は一應對馬守の書翰を都に差寄せた上に事を決すべきであると論じ、右議政も亦これに賛同したので、書翰を都へ差し登す様に東萊府使へ申遣したと云ふことである。云々」

其の夜に訓導別差兩人は東萊府使の傳令を持って和館を訪ねて、都より書翰を差し登す様にと達のあつた次第を正式に告げた。(然し書翰は前記の如く本訓導が内々預かつて居る。)因つて書翰は翌六日に東萊府使より三日間の飛脚を以て都へ送達せられたのである。次いで九日に別差の招によつて和館の通詞一人其のもとに赴いた處、別差は云ふに

「自分等より内々都に遣した飛脚の者が今日歸着して云ふに、去二日に備邊司に於て僉議が催され、其の結果國書復號と議定せられたと云ふ事であるから、遠からず東萊府使へも其の達が來ると思ふが、念の爲め内々御通知して置く、云々」

其後、十五日に再度通詞が招きによつて別差のもとに赴いた處

「昨日都より内々書狀があつて、國書は書き改めの上、來る十八九日頃釜山に到着すると云ふ事であるから内々お傳へして置く。云云」と。

又翌十六日に假訓導李判事は和館を訪ねて云ふに、

「三使並に東萊府使へ國書は愈々十一日に都を出發するとの通達があつたからして、明日或は明後日頃には下着すると思ふから内々御通知する。云云」

同夜信使一行中の上々官李同知・李僉知兩人が和館の都船主方を訪ねて、參判使並に都船主へ、國書復號の承諾に就いての正式の通知を傳へたのである。次いで十八日に東萊府使のもとに漸く難問題の復號の國書は對馬守への返翰と共に到達したので、翌十九日の夜に、訓導別差兩人は右禮曹より返翰並に東萊府使よりの返翰を持參して和館を訪ひ、參判使太廳に於て參判使、館守、裁判等列座の上、兩使者に各返翰を正式に交付したのである。釜山令の返翰は彼の不注意によつて持參しなかつたので使者歸國の後送付して來た。

朝鮮國禮曹參議吳命峻、奉復

日本國對馬州太守平公閣下、

崑翰忽枉、承誦蒸炎與居珍愆、良用慰沃、來示事不無可論者、蓋兩國交聘之際、名號儀式所係俱重、今貴國苟復舊號、欲改書式、則宜趁節目講定之前、詳報事由、預布情愴、而不此之圖、乃於書函已封、使車已牽之後、以片辭、遽發此請、是果誠謹之道否、夫貴州而自知其有失慎重、況我朝廷耶、是故有司將援禮以斬之、我王殿下、雅寬大之度、謂以所言既異新創、禮節之失、不必深咎、遂命追改國書、如天啓舊式、用副勤請、此不但東武之所宜體、悉以貴州之居間傳命、尤當銘感本朝之德、意惟左右諒此、益勉恭恪、以永贊隣好焉、不備、

辛卯年六 月 日

禮曹參議吳命峻

右禮曹の返翰中に、少しく文句の意に満たぬ處があるが、これ等の改正を談ずる時は、或は事が面倒ともなり又多少の期日を要して徒に信使渡海の期を延引する事ともなるので、兼て國元より返翰中の文句の不滿は後に訂正する事として、兎に角早速受取る様にとの注意もあつたので、使者は後日の訂正を約して之れを受領した。因つて早速翌廿日に和館を出帆して、即日對馬の北西の佐須奈に到着し、翌廿一日に府中に無事歸着の上、早々彼の返翰を對馬守のもとに差し出したのである。

さて去五月十五日に使者が府中を出立して、この歸着の日迄で一ヶ月餘を要したが、難問題たる國書復號は最初の豫測よりは意外にかく短期間に成就した。翌廿二日に國元年寄中よりは早速江戸表へ右使者歸國の次第を通達した。

次に少しく前に立ち戻り、江戸表の様子の大要を記述して見ると、七月四日に國元より國書復號を承諾して十一日頃に新國書發京の通知（六月十六日附）を得たので、三郎左衛門は早速白石並に土屋相模守の宅に赴いて其の模様を告げ、且其の口上覺を差出した。（口上覺略）次いで七月十三日に國元より六月廿二日附の書狀が達して使者歸國の通知に接したので、三郎左衛門は即刻白石並に土屋相模守宅に赴いて使者歸國の次第を申述べ、且對馬守よりの左の口上覺書を差出した。因つて白石は即座に老中間部越前守へ書狀を認めて、この口上覺書を同封し、將軍に其の披露を依頼した。翌十四日に白石よりは三郎左衛門へ、將軍には「御喜色不大形」との返事があつた。

口上覺

先達而御内意申上置候御復號之儀、朝鮮へ兩使差渡、禮曹え書簡を以申遣候處、書翰被致啓聞、日本國王殿下と被相改候國書六月十八日ニ釜山浦え下着、返翰茂同前ニ到來ニ付、使者返翰受取之、同廿一日歸國仕候、首尾能相調り恐悅之御儀不過之奉存候此節禮曹より之返簡可差上之處、書面之内文字不宜所有之候故、已來之ため書改させ可申と存差上不申候、此度之國書相改候段御案内申上候、已上

六月廿二日

宗對馬守

昨夕は乍早々得御意、殊慥御吉左右承知公私之爲大幸此事ニ而候、昨夕御覽之通早速言上候處、最早夜ニ入御歸リ今曉御返答被下候御喜色不大形候而、越前守殿ニ茂恐悅、某式と御同事之旨ニ在之候、又四ツ時從相模守殿被差上候趣御書付等寫被下候、又上茂なき御首尾ニ而候間、此由幾重ニ茂太守えも御同僚えも可被仰入候、直右衛門殿一一封乍早々申入候、明日之御便ニ奉頼候、被仰下候御書付進聚夜中早々、瀧殿え茂宜申賀したく候、以上

七月十四日

新井勘解由

杉村三郎左衛門様

因つて三郎左衛門は同日國元へ右の次第を通達し、又十六日に土屋相模守よりは宿繼を以て對馬守へ國書の復號成就につき左の慰勞の奉書を發送した。其の奉書は國元へ廿八日に到着し、翌廿九日に對馬守よりは請書を差出し、又同時に江戸表留守居へ右奉書の次第を通達した。

去月廿一日兩通之御狀令披見候、公方様益御機嫌能被成御座候間、可御心安候、將又先達而内意被申越候御復號之事、兩使被差渡令達禮曹候之處、其書啓聞之上御大號相改候國書六月十八日到于釜山浦、禮曹之返翰茂同事來着之由、口上書之趣達上聽候、其方者不及申、家來共迄盡精力候故、早速事濟候段、珍重之至尤同意存候、禮曹返翰之儀被申越候通、是又令承知候、恐々謹言

七月十六日

土屋相模守

政直在判

宗對馬守殿

宗家史料による復號一件(武田)

(六二)

六一

今月十六日之御奉書以宿繼被下之昨廿八日相達致拜見候、公方様益御機嫌能被成御座奉恐悅候、將又御復號之事兩使差渡禮曹參議に以書翰申達候處、御大號相改候由返翰ニ申來、國書釜山浦に到來仕候付其旨御手前様迄申上候處、被達上聽候由、難有仕合奉存候、私並家來共迄盡精力候故、早速事濟珍重被思召候由被仰下忝次第奉存候、右御請爲可申上捧愚札候、恐惶謹言

七月廿九日

宗 對 馬 守

土 屋 相 模 守 様

さて以上長々記述した處は宗家記錄に據る復號始末の大要であるが、其後この難問題たる復號國書は信使と共に十月十八日に江戸に參着し、十一月朔日に信使の登城進見の式があり、十一月に辭見の式があつたが、將軍の返翰に國王七代の祖の諱を犯す文字があるとて、信使がこれを受けるを拒んだ處、白石は反つて彼の國書の三代將軍の諱を犯し居るのを指適して大いに逆襲した爲め、國書は各更に書換の上交換する事となつて、翌二年二月十二日に對馬の府中に於て漸く交換の事が行はれたのであるが、かくこの正徳信使來聘は最初より最後迄、種々問題を惹起したものである。この犯諱に關しては宗家には記録があるが、それは異日の記述に譲つて置く。

次のこの復號の恩賞に就いて簡單に附記して置き度いと思ふ。この復號問題は意外に早く解決はしたものの、中々難問題であつたので、幕府も宗家の功績を認めて、最初に白石が三郎左衛門に漏した如く子

孫に傳はる恩賞に預る事となつた。十一月十三日對馬守は暇乞の爲め登城し、其の退出の節に、御書院に於て井伊掃部頭、老中列座の上阿部豊後守より舊地肥前國基肆部蘭部一村（高千五百六拾五石七斗貳升）を返し下さる旨を仰せ渡されて、左の書付を拜受した。因つて對馬守は十五日に登城して舊地拜領の禮を申述べて居る。

宗 對馬 守

今度信使來聘ニ付、御例改り候事共多有之處、精力を盡し候故、諸事無滯相濟候段、御威ニ被思召候、殊ニ近來勝手不如意之旨被及聞召候、朝鮮之御用相勤儀候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地返し被下之旨被仰出

右の如く今次對馬守の恩賞に預つた蘭部村は、以前對馬守義智が朝鮮陣後の平和復舊に盡力し、且慶長十年に彼の使者孫文或・僧惟政を同道した功に據つて家康より拜受した基肆郡内の一村である。其後、柳川調信の子智永は本多上野介の執成によつて其郡内蘭部村千石の地を領有する事となつて其子調興に及び次いで寛永十二年三月十一日に徳川幕府時代の一史疑として有名な「寛永の疑獄」の裁決の結果、其の地は上地となつて爾來正徳に及び、今度對馬守の領有と復舊したのである。この寛永の疑獄即ち柳川事件に關しては、他日從來他出しなかつた對馬側の史料によつて記述する考である。

序で乍ら復號交渉の爲め渡海した使者寺田雨森の兩人は、後れて正徳三年九月二日恩賞としてに太刀

腰一代金壹枚五兩、方糸絹拾反を對馬守より賜はり、又朝鮮和館付の通詞長留藤右衛門、江口近七、小田四郎兵衛の三人は、是れより先き正徳元年八月六日に褒美として白米拾五俵づゝを賜つて居る。

さて如上、正徳信使改禮は白石の果斷によつて遂に成就したが、信使の退府と同時に白石が辭表を提出した程これに對する内外の非難は甚多であつた。其れは次の來聘の節、八代將軍吉宗は節約を勵行し諸制を改革したにもかゝはず、此の儀禮のみは全部天和年の制に復舊した事によつても容易に察知せられようと思ふ。然し將軍家宣は白石の功績を認めて信使退府後、間も無く廿二日に相模國鎌倉郡植木村、城廻村、高座郡上大谷村等五百石の新地を加増した。又白石は今回の經驗により信使來聘の何等邦家に利なく寧ろ損の多きを看破して、爾後よろしく聘禮は我が境上に上使を遣はして行ふ位にて足るものと考へ、又若し彼にて是を拒み信使の差遣を止むならば寧ろ幸であるとの意見で、これ等に就いて將軍家宣に建議したが其の他界の爲め實行せられなかつた。然しこの境上の迎接は後、幕末國事多端と財政の窮乏によつて實現せられた。これ即ち文化八年の對馬に於ける易地聘禮である。(將軍家齊襲職の敬賀の信使來聘)其後、次の將軍家慶の節には大阪に於て聘禮を行ふ交渉があつたが、益々内外多事と其薨去によつて遂に實現せられず、慶長十二年以來繼續の朝鮮信使來聘は遂に文化八年の易地聘禮を以て最終となつたのである。これ等に就いても亦異日記述する期があると思ふ。